

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月まで

昭和 58 年 3 月に会社を退職し、次の会社で厚生年金保険に加入（平成元年 9 月）するまでの期間、国民年金に加入し、国民年金保険料は、定期的に銀行又は A 市の集金人に支払っており、申立期間の保険料だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年 3 月に会社を退職し、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が A 市において昭和 58 年 4 月ごろに、国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、申立人が会社を退職した時期とも符合する。

また、申立人は、「国民年金保険料は、定期的に銀行又は市の集金人に支払っていた。」と主張しており、申立人が所持する銀行の領収証書及び A 市現金取扱員発行の領収書により、保険料の納付方法が確認できることから、申立内容には信^{びよう}憑性が認められる。

さらに、申立人は、国民年金に加入後、申立期間直前の昭和 61 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を同年 8 月 7 日に納付していることが確認できるとともに、申立期間直後の 62 年 4 月から 63 年 4 月までの保険料を 63 年 6 月 4 日に、63 年 5 月から厚生年金保険に加入する前の平成元年 8 月までの保険料を元年 11 月 7 日にそれぞれ一括納付（現年度納付又は過年度納付）していることから納付意識が高かったと認められる。

加えて、申立人が、昭和 63 年 6 月 4 日に過年度納付した時点において、申

立期間については過年度納付が可能であり、申立人が申立期間の8か月を未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和57年6月から61年3月まで

申立期間①については、30数年前に、その前後の期間と共に一括で納付したにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

申立期間②については、昭和57年6月に会社を退職後、すぐに国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をきちんと納付していた記憶があるにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和50年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する年金手帳により、20歳になった47年1月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間①直前の47年1月から48年3月までを特例納付（第2回目）し、また、申立期間①直後の48年7月から50年3月までを過年度納付していることから、納付意識は高かったと認められる上、加入手続を行った50年4月以降は現年度納付していることが確認でき、加入の時点で申立期間①についても過年度納付が可能であったことから、申立期間①の3か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

申立期間②については、申立人は、「昭和57年6月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた記憶がある。」と主張するのみで、納付金額等の納付状況に係る記憶が曖昧である上、申立人が申

立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月15日から20年8月30日まで

厚生年金被保険者期間の照会をしたところ、A社B工場に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっていた。脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、申立期間について脱退手当金の支給記録を取消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和21年12月10日に支給決定が行われていること及び複数の元同僚は、「昭和20年7月にA社B工場が砲撃を受けた後は郷里に戻り、そのまま終戦を迎え会社に戻ることなく退職した。」旨の証言をしており、申立人も同様の主張をしていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

また、申立人は、「昭和20年7月以後は、郷里のC県に戻り農業を行い、36年の国民年金加入までは年金とは全く関わりの無い生活を送っていた。また、脱退手当金の支給決定日当時は17歳ということもあり、年金への関心は全く無く、A社B工場において厚生年金保険に加入していたという意識は無かった。まして脱退手当金制度の存在など知る由も無かった。」と主張しているところ、脱退手当金の支給記録が無く、申立人と同じ年である複数の元同僚も「勤務していた当時は厚生年金保険に加入していた意識は無く、脱退手当金という制度自体知らなかった。」旨の証言をしていることを考え合わせると、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いと認められ、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から49年3月までの期間及び55年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から49年3月まで
② 昭和55年4月から57年3月まで

申立期間①については、私が跡取りであったこともあり、母親が貧しい中、やり繰りをして国民年金保険料を納税組合に納付してくれたと聞いており、保険料の未納や免除期間があることには納得できない。

また、申立期間②については、母親に国民年金保険料を渡しており、母親が納税組合に納付しており、保険料の未納や免除期間があることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、「母親がやり繰りをして国民年金保険料を納税組合に納付してくれていたはずである。」と主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）の備考欄にゴム印で「(49.1.14)取得届」の押印があることから、申立人は、昭和49年1月に国民年金への加入手続を行ったことが確認できる上、同名簿により、国民年金被保険者資格を20歳となった39年12月31日にさかのぼって、強制で新規に取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）の備考欄において「39.12～46.3 マル未」と記載があり、昭和47年度及び48年度の免除月数欄においても「12月(4～3)」との記載があることから、申立期間①のうち、昭和39年12月から46年3月までは未納、47年4月から49年3月までは、国民年金保険料の免除を受けていたことが確認できる上、申立人が国民年

金に加入した時点で申立期間①の 39 年 12 月から 46 年 9 月までの保険料は、時効により制度的に過年度納付することができず、納税組合においても現年度の保険料のみを集金していたことを確認済みである。

なお、申立人は、昭和 49 年 1 月に国民年金に加入手続を行っているにもかかわらず、47 年 4 月から 49 年 3 月までの 2 年間について、国民年金保険料の納付が免除とされていることは、申立人が 20 歳以降未加入となっていたことから、職権適用で行われたものと推認できる。

- 2 申立期間②については、申立人が「母親に国民年金保険料を渡し、母親が納付していた。」と主張しているが、A 市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）により、55 年度の滞納月数欄に「3 月（4～6）」の記載があり、免除月数欄にゴム印で「申免」の押印と「9 月（7～3）」との記載があることから、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 6 月が未納であり、55 年 7 月から 56 年 3 月まで保険料の免除期間とされていたことが確認できる。
- 3 申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする母親は、高齢のため話を聞くことができず、申立人は国民年金への加入及び保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付の実態が不明である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から51年5月までの期間及び51年6月から53年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から51年5月まで
② 昭和51年6月から53年11月まで

申立期間①については、18歳から勤務していた会社を昭和47年12月末に退職し、実家に戻り母親が国民年金の加入手続を行ってくれており、国民年金保険料は、母親が家族全員の保険料を納付してくれ、申立期間が未加入とされていることには納得できない。

申立期間②については、昭和51年6月6日に結婚し、母親が妻を含めた家族全員分の国民年金保険料を納付してくれたと聞いており、申立期間が未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「前の会社を昭和47年12月末に退職し、実家に戻り、母親が国民年金の加入手続を行ってくれていた。」と主張しているが、申立期間及びその前後の期間においても、申立人の実家であるA町（現在は、B市。以下同じ）で国民年金に加入した形跡は無く、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「昭和51年6月に結婚し、母親が妻を含めた家族全員分の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているが、申立人の妻については、その妻の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、A町において、昭和51年7月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる。

また、申立人が主張するとおり、申立人の妻は、A町の国民年金納付記

録カード（紙台帳）により、国民年金に加入した 51 年 7 月から国民年金保険料が納付されていることが確認でき、社会保険庁の記録とも符合している上、申立人の両親は国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から申立期間①及び②を含めて 60 歳になるまで保険料を完納していることが社会保険庁の記録により確認できる。

しかし、申立人については、上記 1 のとおり、国民年金に加入した形跡が無く、申立期間②についても、国民年金保険料を納付することは制度的にできない。

- 3 さらに、申立人は、「前の会社を昭和 47 年 12 月末に退職し、実家に戻ってからは、親戚が経営する建設会社に勤務し、しばらくしてから厚生年金保険に加入した。」と主張しているとおおり、申立人がその後、厚生年金保険の被保険者資格を 53 年 12 月 1 日に取得していることから、申立期間①及び②については、申立人は、国民年金への強制加入期間となる。

しかしながら、申立人の妻の国民年金被保険者名簿により、その妻の国民年金被保険者資格は、申立人夫婦の婚姻届が受理（51 年 7 月 20 日）される 10 日前の同年 7 月 10 日に強制から任意に種別変更手続が行われていることが確認できることから、51 年 6 月を除く申立期間②において、申立人は、厚生年金保険の加入者として町では、取り扱っていたものと考えられる。

- 4 加えて、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとされる母親は既に他界し、申立人は、国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 58 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 58 年 9 月まで
昭和 52 年 11 月ごろに飲食店を開業し、53 年 7 月から 58 年 9 月までについて国民年金保険料の免除申請をした。仕事も順調であり、58 年から 59 年ごろに役場の女性職員が来て、「そろそろ余裕が出てきたと思われるので、免除期間について納付すれば年金を受け取る際、満額を受け取ることができるので有利ですよ。」と言われたため、26 万円ぐらいを役場の窓口で納付しており、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 58 年から 59 年ごろ、役場職員から国民年金保険料の免除期間の追納勧奨があり、仕事も順調であったので、申立期間の保険料を A 町役場（現在は、B 市。以下同じ）窓口で追納した。」と主張しているが、通常、追納勧奨は、社会保険事務所が勧奨の文書を郵送して行っており、当時、A 町役場において追納保険料の徴収事務は行っていなかったこと及び追納保険料は指定の金融機関で納付することになっていたことを同役場から確認済みであり、申立内容には不自然さがみられる。

また、申立人は、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までについて国民年金保険料の免除申請を行っており、平成 5 年 10 月になって 58 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料を追納していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できる上、昭和 59 年度の保険料も未納であり、58 年から 59 年ごろ、役場職員が保険料の追納を勧めたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの期間、52年11月から53年6月までの期間及び56年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から47年3月まで
② 昭和52年11月から53年6月まで
③ 昭和56年9月から同年11月まで

昭和36年4月に、当時住んでいたA市の地区の常会で勧められ国民年金に任意加入した。保険料は地区の集会所のようなところへ持参し、そこで常会の当番の人に納付していた。

また、B市に転居してからは、自分で市役所へ行って加入手続をし、保険料は自分で銀行へ納付していた。申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和36年4月にA市において国民年金に任意加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、56年12月ごろにB市において国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、申立人が56年12月7日に国民年金の任意被保険者となっている社会保険庁の記録とも符合する上、申立期間①当時居住していたA市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は同期間においてB市に居住しており、しかも、申立期間③については、申立人が国民年金に任意加入した昭和56年12月の3か月前であることから、申立人が同一市町村において両申立期間について任意加入していながら、56年12月に新たな国民年金手帳記号番号が払い出されて加入手続が行われたとは考え難い。

さらに、申立人は、「最初に国民年金の加入手続をしたのは、A市に住んでいたときではなく、もっと後で、B市へ転居してからだったかもしれない。」とするなど、国民年金の任意加入手続についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 11 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 59 年 6 月 11 日から、A 財団で嘱託の保健婦として働き始めたのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が勤務開始日ではなく、同年 7 月 1 日となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 財団（現在は、B 財団。以下同じ）の労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が主張しているとおおり、昭和 59 年 6 月 11 日に雇用され、61 年 5 月 31 日に退職していることが確認できる。

しかし、A 財団の労働者名簿に「雇保は即日加入、社保は本人申出により 7 / 1 ~ 申出」のメモ記載があり、同記載は紙質、インクの濃淡等から雇用当時に記載されたものであることが推認できる上、当時の総務課の元課長及び元同僚の二人は、「そのようなメモ書きがあれば、そのとおりにしたと思う。」と証言している。

また、申立人が、申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月
② 昭和43年3月
③ 昭和43年5月
④ 昭和47年10月

申立期間①については、昭和29年2月25日まで勤めたA社から同年2月分の厚生年金保険料を給与から控除された。申立期間②については、43年3月31日まで勤めたB社から同年3月分の保険料を給与から控除された。申立期間③については、同年5月25日まで勤めたC社から同年5月分の保険料を給与から控除された。申立期間④については、47年10月21日まで勤めたD社から同年10月分の保険料を給与から控除された。

申立期間①、②、③、及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、昭和43年3月31日まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていると主張しているが、B社（現在は、E社。以下同じ）から提出のあった43年4月15日付けの「F社報」（第152号）の退職者に係る周知欄において、申立人はハイヤーG営業所の運転手として勤務し、同年3月28日付けで退社していることが掲載されており、厚生年金保険被保険者の資格年月日と符合する。

また、上記「F社報」に掲載されている19名（申立人を含む。）で、申立人と同様に退職事由が「願いにより解職する」となっている者16名のうち、

退職日が月末となっているものは3名と少なく、13名は月の途中で退職していることが確認できる。

さらに、B社では、上記社報以外に現存する関係資料はないと回答しており、当該事業所は、昭和31年4月1日付けでH健康保険組合を創設しているが、同組合は46年に解散しており当時の関係資料は保管されていない。

加えて、B社では、給与からの厚生年金保険料控除について、「関係資料がなく定かでないが、現在と同様に、給与は15日締め、25日支払いで、保険料は翌月控除であったと思う。」と説明していることから、当時の保険料控除の実態が不明である上、このほか、退職月において事業主より給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①、③及び④については、申立人は、「月の途中まで勤務しており、退職月においても事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張しているが、厚生年金保険法では、月の途中で厚生年金保険被保険者の資格を喪失した場合、当該月については被保険者期間に算入しない取扱いとなっており、申立期間①、③及び④は、いずれも法律上、社会保険庁は、申立人が月の途中まで被保険者となっていたそれぞれの事業主から保険料を徴収することはできず、退職月に新たな厚生年金保険の被保険者となっていたそれぞれの事業主から当該月の保険料を徴収することになり、申立人の場合、次に雇用されたそれぞれの事業主から保険料が徴収されており年金期間に空白はないことから、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。